

免許種・適用法令

<各学部・研究科で発行可能な免許種>

	教科等	学部・研究科
一種免 専修免	幼稚園	教育学部・教育学研究科
	小学校	教育学部・教育学研究科
	家庭	生活科学部・生活科学研究科・家政学部・家政学研究科
	社会	人間関係学部（心理学科は令和4年度入学生まで）・人間関係学研究科・現代マネジメント学部・現代マネジメント研究科
	地理歴史	人間関係学部（令和4年度入学生まで）・人間関係学研究科
	公民	人間関係学部・人間関係学研究科・現代マネジメント学部・現代マネジメント研究科
	商業	現代マネジメント学部・現代マネジメント研究科
	数学	教育学部・教育学研究科
	音楽	教育学部・教育学研究科
	一種免	英語
国語		国際コミュニケーション学部・文学部
情報		文化情報学部
栄養教諭		生活科学部（管理栄養学科・食品栄養学科）
二種免	英語	短期大学部
	国語	短期大学部

<適用法令>

○教育職員免許法の改正に伴う、本学の適用時期は次のとおりです。

【幼小の一種免許状】

新法（平成28年改正法）	2019（平成31）年度以降入学者
旧法（平成10年改正法）	2007（平成19）～2018（平成30）年度入学者 ※2007（平成19）年度に教育学部設置

【中高の一種・二種免許状】

新法（平成28年改正法）	2019（平成31）年度以降入学者
旧法（平成10年改正法）	2000（平成12）～2018（平成30）年度入学者
旧々法（昭和63年改正法）	1990（平成2）～1999（平成11）年度入学者
旧々々法（昭和29年改正法）	1989（平成元）年度以前入学者

【養護教諭の一種免許状】

新法（平成28年改正法）	2019（平成31）年度以降入学者
旧法（平成10年改正法）	2010（平成22）～2018（平成30）年度入学者 ※2010（平成22）年度に看護学部設置

【栄養教諭の一種免許状】

新法（平成28年改正法）	2019（平成31）年度以降入学者
旧法（平成16年改正法）	2005（平成17）～2018（平成30）年度入学者 ※栄一種免は、2005（平成17）年度に食品栄養学科管理栄養士専攻栄養コースに設置

【幼小の専修免許状】

新法（平成28年改正法）	2019（平成31）年度以降入学者
旧法（昭和63年改正法）	2014（平成26）～2018（平成30）年度入学者 ※2014（平成26）年度に教育学研究科設置

【中学校の専修免許状】

新法（平成28年改正法）	2019（平成31）年度以降入学者
旧法（昭和63年改正法）	1990（平成2）～2018（平成30）年度入学者

【高校の専修免許状】

新法（平成28年改正法）	2019（平成31）年度以降入学者
旧法（昭和63年改正法）	1990（平成2）～2018（平成30）年度入学者
旧々法（昭和29年改正法）	1989（平成元）年度以前入学者

(参考)

○昭和63年の法改正により、従前の一級免許状及び二級免許状は次のとおり変更になりました。

中学校教諭一級免許状	→	中学校教諭一種免許状
中学校教諭二級免許状	→	中学校教諭二種免許状
高等学校教諭一級免許状	→	高等学校教諭専修免許状
高等学校教諭二級免許状	→	高等学校教諭一種免許状